

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和7年12月25日

収支等命令者

佐賀県教育委員会事務局

教育DX推進グループ推進監　　古　　賀　　哲　　也

1 業務内容

(1) 業務名

GIGAスクール構想第2期を見据えた学習用端末更新に係る共同調達
(Google Chromebook)

(2) 調達予定市（以下、「対象団体」という。）

鳥栖市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、基山町、大町町、江北町、
白石町、太良町

(3) 調達物品の仕様等 GIGAスクール構想第2期を見据えた学習用端末更新に係る令和8年度共同調達仕様書 (Google Chromebook)（以下、「仕様書」という。）のとおり

(4) 納入期限 仕様書のとおり

(5) 納入場所 仕様書のとおり

(6) 上限額

ア　鳥栖市　　471,415千円

イ　武雄市　　333,303千円

ウ　鹿島市　　89,705千円

エ　小城市　　230,056千円

オ　嬉野市　　165,716千円

カ 基山町	67,652 千円
キ 大町町	32,117 千円
ク 江北町	85,861 千円
ケ 白石町	109,000 千円
コ 太良町	41,590 千円

(7) 本業務は県を調達窓口とする枠組で実施することとし、対象団体の調達責任者が、佐賀県教育委員会事務局教育 DX 推進グループ推進監に提案事業者の選定行為を委任し、最優秀提案事業者（以下、「選定業者」という。）を決定するものである。

なお、本業務は対象団体の令和 8 年度当初予算成立後、速やかに業務を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として手続を行うものである。

このため、令和 8 年度予算が成立した場合は、対象団体と選定業者との間で契約締結に向けた手続を行うが、対象団体との協議が成立しなかった場合には、手続きを中止する可能性がある。また、予算が成立しなかった場合も手続を行うことができないため、選定業者となつても、契約に至らない場合があることを十分に留意の上参加すること。

2 参加者の資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の 6 か月前から参加資格確認申請書提出の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 手続等に関する事項

- (1) 担当部局 佐賀県教育委員会事務局教育DX推進グループ 情報システム・ネットワーク担当（旧館 3 階）
郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
電話番号 0952-25-7630

電子メールアドレス kyouikudx-g@pref.saga.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年12月25日（木）から令和8年1月16日（金）まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載するとともに、(1)の部局において随時交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

(3) 説明書等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び手続等に関する質問については、質問書により行うこと。

ア 質問書の提出期間 令和7年12月25日（木）から令和8年1月7日（水）までの午前9時から午後5時までとする。

イ 質問書の提出方法 (1)の部局に持参し、又は電子メールアドレスへ送信すること。

ウ 質問書の回答は令和8年1月15日（木）までに質問者及び同日までに参加資格確認申請書を提出した者に電子メールにより送付する。

なお、回答日時以降に参加資格確認申請書の提出があった場合は、その都度電子メールにより回答を送付する。

(4) 参加資格の確認

ア 参加者は、イの提出期限までに別に定める参加資格確認申請書に会社概要に関する資料（パンフレット等）、誓約書、担当者届を添付した上で、(1)の部局まで郵送し、又は持参すること。

イ 提出期限

令和8年1月16日（金）午後5時（郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、本件

プロポーザルに参加することができない。

ウ 参加資格の確認結果は、令和8年1月22日（木）までに通知する。

（5） 参加資格の喪失

参加者は、プレゼンテーションの日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、プロポーザルに参加する資格を失うものとする。

ア 参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、参加者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が2の（6）のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の（6）のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき。

オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

（6） 提案書の提出期限

「GIGAスクール構想第2期を見据えた学習用端末更新係る共同調達に関する提案書（Google Chromebook）」（以下、「提案書」という。）は令和8年1月23日（金）午後5時までに、紙媒体と電子データの両方を提出すること。紙媒体については（1）の部局に郵送し、又は持参すること。（郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）必要部数等については、説明書のとおりとする。電子データについては3の（1）に記載

の電子メールアドレス宛てに提出すること。

(7) プレゼンテーションの日時及び場所

ア 日時 令和8年2月10日（火）午前10時～

プレゼンテーションの詳細については、参加者に対し別途連絡する。

なお、変更の場合は、参加者に対し別途連絡する。

イ 場所 佐賀市神野東2丁目6-1

佐賀県在宅生活サポートセンター 研修室（A室）

なお、変更の場合は、参加者に対し別途連絡する。

(8) プレゼンテーションに関する事項

プレゼンテーションについては、提案書に基づき、参加者ごとに行う。

(9) 結果の通知等

令和8年2月27日（金）までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。なお、通知後は選定業者と対象団体との間で協議を行い、契約締結に向けた手続きを行う。

(10) 審査内容に関する事項

ア 審査内容は別紙4のとおりとする。

イ 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

ウ 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを審査する。

(11) プロポーザル参加の辞退

参加者は、提案書提出前までいつでもプロポーザル参加を辞退することができるが、辞退する場合は速やかに辞退届を提出すること。

なお、参加を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを

受けるものではない。

4 その他

- (1) プロポーザル及び契約に向けた手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成の要否 要 (対象団体と個別に契約)
- (3) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、対象団体毎の財務関係規程に従い、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、対象団体毎の財務関係規程に基づき、次の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。
 - (ア) 国債又は地方債 額面金額 (割引債券にあっては、時価見積額)
 - (イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額 (発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額) の 10 分の 8 以内で換算して得た金額
 - (ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 (佐賀県内に置かれた電子交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額
 - (エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額 (手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
 - (オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
 - (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(4) 見積書について

提案書には、見積書をつけること。

また、選定業者となった場合は、その後の対象団体との協議を経て、最終見積書を対象団体毎に提出しなければならない。

なお、見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の内容が仕様書の内容を満たしていないと判断した場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(6) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができな

いとき。

(7) 選定業者の決定方法

ア 提出された提案書等を審査し、審査点の最も高い参加者を選定業者

とする。

イ 選定業者となるべき審査点の最も高い参加者が2人以上あるときは、

審査内容のうち、業務遂行能力の項目（実績・実施方針・スケジュール・業務実行体制）の合計が高い者を選定業者とする。

(8) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(9) 本件プロポーザルに参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(10) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

(11) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）上の罰則規定に基づき処罰されることがある。

(12) 詳細は説明書による。

(13) 仕様書及び附属書類の記載内容を無断転載し、及び提案書作成以外の目的で使用することを禁止する。